

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例に基づく

木材理化学試験の試験申請に当たっての了承事項

- 1 試験体の形状、数量、測定項目、搬入・搬出期日等については試験担当者と事前に十分な打合せの上、試験実施が可能な状態に鋸断・加工等がなされた試験体（各種せん断試験体の加工等を含む）を林業総合センターに持ち込む。
- 2 林業総合センター職員が試験体の鋸断・加工等を行う場合は、試料調製（試験体作製）費用が別途必要となる。また、外部加工業者に試験体作製（鋸断・加工等）を依頼する場合、その経費は依頼者が負担する。
- 3 大型の試験体等で、設置等に人手が必要な場合は、依頼者が試験補助員を手配する。（当所の職員は1名で対応）
- 4 事故的な試験体の破損等により、試験の実施が困難になった場合や、機器の不調によるデータ欠測等については、県はその責を負わない。
- 5 試験実施後は、速やかに試験体を持ち帰る。県が処理を行う場合、その経費は依頼者が負担する。
- 6 事故的な試験体の破壊等により試験機等が故障した場合は、その修理経費は依頼者が負担する。

上記の各項を了承の上、別紙により木材理化学試験の申請をします。

年 月 日

長野県林業総合センター 所長 様

申請者 （社名）

（代表者 職 氏名）

（所在地）

印